

対馬藩における元禄国絵図の作成過程

渡 邊 秀 一

〔抄 録〕

近年、国絵図の政治的性格に着目し、国絵図を通して幕府と諸藩の関係をとらえようとする研究が出てきた。国絵図の政治的性格はその目的から明らかであるが、それは幕府と諸藩との政治的關係のみを映すものではない。元禄対馬国絵図の作成事業を見ると、対馬藩は国絵図改訂の命を受けて以来、下絵図の見分に至るまで、幕府に伺いを立てることなく、独自に詳細な対馬一国の領分絵図を作り上げ、また国絵図とともに献上する郷村帳も石高記載を避けようと企図し、それを実現した。これは、国絵図の作成にこめられた幕府の意図とは別に、対馬藩も政治的目的を見だし、それを実現していったということである。国絵図作成は幕府が主体であるが、作成作業を担った諸藩がそこに見いだした意味も検討すべき課題である。

キーワード 元禄国絵図、郷村帳、領分絵図、対馬

1. はじめに

国絵図研究は、国絵図の作成過程や記載内容の検討、および地図史的・書誌学的研究が依然として大きな比重を占めている⁽¹⁾。国絵図研究の進展には眼をみはるものがあるが、国絵図調査そのものの難しさと、それに起因する研究蓄積の不足が未だに解消しきれていないためであろう。また、内容的には幕府主導の作成スケジュールや幕府が指示した絵図仕様に沿って考察する傾向が強いことも指摘されている⁽²⁾。

国絵図は政治的性格の強い絵図であり、作成あるいは改訂を企図した幕府の政治的意図に沿ってそれを理解しようとすることは、国絵図研究にとって意義のあることであろう⁽³⁾。しかし、実際に支配領域を測量し、絵図の作成に当たる諸藩は献上国絵図の作成のほか何の政治的目的ももたなかったのであろうか。国絵図の作成途中で出来上がった絵図類や郷村帳類、あるいは献上国絵図・郷村帳類の控はその作成に当たった諸藩にとっても政治的に有意義なものであったと考えるのが自然であろう。その政治的意味は、幕府の意図とは別である。それゆえ、

絵図の作成過程を、藩内における作成方針、絵図役人たちの実際の行動を通して明らかにすることが必要であろう。既存研究の中にも類似した問題意識にもつ研究が数編見られる⁽⁴⁾が、十分とは言えない。そこで、本稿では長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵の宗家文庫に残された国絵図関係文書を紹介しつつ、対馬藩における国絵図および関係文書の作成過程を検討し、対馬藩におけるその政治的意義を考える端緒としたい。

I 宗家文庫所蔵国絵図関係文書の構成

長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵の宗家文庫には39点の国絵図関係文書が残されている（表1）。その中には提出文書の控あるいは写と思われるもの7点が含まれている。江戸幕府による主な国絵図作成事業は正保度・元禄度・天保度の3度であるが、宗家文庫の国絵図関係文書の内訳は正保度国絵図関係文書7点（No.1～7）、元禄度国絵図関係文書29点（No.8～36）、天保度の国絵図関係文書3点（No.37～39）である。

表1 宗家文庫所蔵の国絵図関係文書

No	年月日	文書名	添書	その他	備考
1	正保2年9月	対馬二郡物成	正保2年9月江戸表江被差越候控 江戸表江三通差上候控	御勘定所	裏に御國中物成之帳と記載。
2	正保2年10月15日	肥前国之内基肆一郡養父半郡 宗対馬守領分			
3	正保3年4月	公儀江被差上候控板瀬部村相加正保年帳面之格を以仕立為御考差越申候			
4	正保3年5月	肥前国之内基肆一郡養父半郡 宗対馬守領分			
5	正保3年5月	肥前国之内基肆一郡養父半郡 宗対馬守領分	瑞（鍋）嶋信濃守殿江被差越候控 但 信濃守殿 公儀へ差出由也	宗対馬守内 嶋雄権之助	No.4と同一内容か（未見）。
6	正保4年6月	肥前国之内基肆一郡養父半郡道明帳	瑞（鍋）嶋信濃守殿江被差越候控 但 信濃守殿 此帳公儀へ差出由也	宗対馬守内 嶋雄権之助 杉村伊織	
7	正保4年6月	対馬国 国之堅横 壱州勝本へ之方角船路 朝鮮釜山浦へ之方角船路 国之東西船路 陸地本道筋	井上大和守殿へ被差越候控		
8	寛永18～享保9年	御系図 御国絵図 御知行格式			国絵図関係の記事は元禄10年7月20日～同11年10月19日である。
9	元禄10年2月29日	国絵図之儀二付仰出書付写			
10	元禄11年	御国絵図記録全			
11	元禄11年	御国絵図記録		御郡奉行所	No.10と同一内容。
12	元禄13年正月	対馬国郷村帳			
13	元禄13年2月	御絵図記録			
14	元禄13年2月	御絵図記録		御郡奉行所	No.13と同一内容。
15	元禄13年3月7日	宗対馬守領肥前国之内基肆一郡養父半郡変地目録			
16	元禄13年3月7日	宗対馬守領肥前国之内基肆一郡養父半郡変地目録			No.16と同一内容。
17	元禄13年3月7日	宗対馬守領肥前国之内基肆一郡養父半郡郷村高帳			
18	元禄13年3月7日	宗対馬守領肥前国之内基肆一郡養父半郡郷村高帳		賀嶋権八 袖岡正左衛門	No.18と同一内容。

No.	年月日	文書名	添書	その他	備考
19	元禄13年3月7日	宗対馬守領肥前国之内基肆 壹郡養父半郡古絵図并小物 成之違謂書		賀嶋権八 袖岡正左衛門	
20	元禄13年3月7日	宗対馬守領肥前国之内基肆 壹郡養父半郡古絵図并小物 成之違謂書		賀嶋権八 袖岡正左衛門	No.20と同一内容。
21	元禄13年3月7日	宗対馬守領肥前国之内基肆 養父小物成仕分ケ帳	此帳小物成仕分ケ依儀(公儀か)御尋之節可指上と存相認置候依之佐賀御絵図元江者指出不申候也		
22	元禄13年3月7日	宗対馬守領肥前国之内基肆 養父諸運上定同取立帳	此帳諸運上定取立様從公儀御尋之節可指上と存相認置候依之佐賀御絵図元ニ者指出不申候也		
23	元禄13年3月	公儀江被差上候控帳ニ園部 村相加元禄年帳面之格を以 仕立為御考差越申候			
24	元禄13年12月9日	宗対馬守領と松平肥前守領 有馬中務大輔領山境謂書			
25	元禄13年12月9日	宗対馬守領と松平肥前守領 有馬中務大輔領山境謂書写			No.25の写。
26	元禄13年12月21日～同14年 3月21日	基肆養父と筑後之境日ニ有 之大川之儀於江戸表川中境 ニ相極候次第記録 全		賀嶋権八	
27	元禄14年正月5日～3月13 日	於江戸絵図記録		賀嶋権八	
28	元禄14年9月23日迄	田代御領中絵図入日報		賀嶋権八	
29	元禄11年2月2日～同9日 元禄12年11月24日～12月26 日 元禄13年正月19日～ 12月23日	就田代御絵図 福岡御家老 中絵図役人并書状贈答記録 全	戸田三左衛門 袖岡正左衛 門 津江格兵衛 賀嶋権八		
30	元禄11年2月27日～同29日 元禄12年11月3日～12月18 日 元禄13年正月24日～5月 2日	就田代御絵図 久留米御家 老中絵図役人并書状贈答記 録 巻老	從公儀諸国絵図御改被仰出 ニ付田代御領分絵図仕立ニ 向	戸田三左衛門 袖岡正左衛 門 賀嶋権八	
31	元禄11年4月9日～同12月 晦日	就田代御絵図 江戸御国年 寄中書状贈答記録 三		袖岡正左衛門 賀嶋権八	
32	元禄12年～同12月29日	就田代御絵図 江戸御国年 寄中書状贈答記録 五		袖岡正左衛門 賀嶋権八	
33	元禄13年7月16日～同9月 7日	就田代御絵図 久留米御家 老中絵図役人并書状贈答記 録 巻式		津江格兵衛 賀嶋権八	
34	元禄13年10月27日～同14年 6月8日	就田代御絵図 久留米御家 老中絵図役人并書状贈答記 録 巻三終		津江格兵衛 賀嶋権八	
35	元禄14年正月5日～同3月 25日	就田代御絵図 於江戸佐賀 絵図役人書状贈答記録	此巻之下式冊之内記レ有之 趣不直と相見へ候付減申候	賀嶋権八	
36	元禄14年正月26日	福岡佐賀絵図役人書状贈答 之写			
37	天保2年12月～同5年8月	諸國惣国高郷村高嶺差出候 様被仰出候付被及御届候記 録	御国控		
38	天保5年	対馬国二郡村名帳	御国控	宗対馬守家来	
39	天保5年	肥前国基肆郡一内養父郡之 内郷村高帳	御国控	宗対馬守家来 樋口石内	

資料 宗家文庫史料目録(5冊)

注) 表中()内は筆者による。

対馬藩の藩領は対馬一国と肥前国基肆一郡・養父半郡1万石余で構成されていた。そのため、対馬藩は対馬国絵図の作成では絵図元であり、肥前国絵図の作成では肥前国絵図元佐賀藩の指示を受け田代領絵図を作成し、提出するという立場にあった。そうした対馬藩の立場を反映して、元禄国絵図関係文書は、対馬国・田代領とも関係する文書1点(No.8)、対馬国絵図に関

する文書（No.9～14）、肥前国田代領絵図に関する文書（No.15～36）に大別できる。田代領関係文書はさらに3つに分類できる。第一は絵図元佐賀藩へ提出した文書の控えあるいは写し（No.15～18）であり、第二は絵図の作成途中であるいは備えとして書かれた文書（No.19～26）、そして第三は田代領絵図を担当した対馬藩絵図役人の書簡写（No.27～36）である。

対馬国に関する文書は、田代領絵図関係文書に比べ数量的に少ないが、対馬藩における国絵図作成作業の進行過程を記述した文書が中心である。「御国絵図記録」No.10とNo.11、「御絵図記録」No.13とNo.14がそれぞれであり、これらは国絵図作成の概略を知ることのできる貴重な史料である。これらは2冊ずつ残っているが、文書の保管場所や細かな字句の違いがあるだけで、内容的には同じである。また、元禄10（1697）年2月29日「国絵図之儀ニ付仰出書付写」は元禄10（1697）年中に幕府から出された書付等を記したものである。

元禄11（1698）年「御国絵図記録 全」は元禄10（1697）年2月29日から始まり、元禄11（1698）年9月15日で終わっている。冒頭は元禄10（1697）年中に出た幕府の指示を簡略にまとめたもので、「国絵図之儀ニ付仰出書付写」と内容的に重なっている。次いで、7月25日以降の具体的な測量作業の様子を記し、最後に出来上がった国絵図の様式や記載内容、田代領絵図に関する記事を載せている。また、元禄13（1700）年2月「御絵図記録」（表書札方）は元禄12（1699）年7月2日～元禄13（1700）年2月10日の記録で、江戸において幕府役人と交渉しながら清絵図を作成する過程を記したものである。

こうしてみると、元禄11（1698）年9月16日～元禄12（1699）年7月1日の記録が欠けている。この間を補うものは、寛永18（1641）年～享保9（1724）年「御系図 御国絵図 御知行格式」元禄11（1698）年10月19日付の記事だけである。また、当該史料は前出の史料との重複が多いが、元禄10（1697）年7月の江戸出状扣を載せている点が注目される。

対馬藩が幕府に清絵図を提出したのは元禄13（1700）年2月24日である。この時、対馬藩は国絵図のほか、郷村帳⁽⁵⁾・変地帳も合わせて提出したはずである⁽⁶⁾。「対馬国郷村帳」（表1、No.12）は幕府に提出した郷村帳の控えであろう。また、変地帳には佐賀藩へ提出した田代領の変地目録の控えあるいは写と思われるもの（No.15、No.16）があるが、対馬国の変地帳は残っていない。ただ、「御国絵図記録」元禄11（1698）年9月15日条に「御國中変地之所々 公儀江被仰上候趣記之」があり、その最後に「右之通別帳被差上也」とあることから、幕府へ提出された変地帳の内容を推定できる。

II 対馬藩における元禄対馬国絵図の作成過程

（1）幕府申達と対馬藩の動き

表2は川村博忠・杉本史子の研究成果⁽⁷⁾に基づいて幕府の諸大名に対する申達を、また表3は「国絵図之儀ニ付仰出書付写」に記載された元禄10（1697）年閏2月～同年6月の幕府による対馬藩への申達をまとめたものである。表2によると、幕府は国絵図改訂を元禄10

表2 幕府の元禄国絵図作成過程

元禄10年	閏2月	4日	評定所にて万石以上に国絵図改訂を指示。 国絵図改訂受け持ちの割り当てを指示。 閏2月22日に正保度の国絵図・郷帳拝借願い提出を指示。
		3月	22日
	4月	24日	絵図元を正式に任命し、調査手順を指示。また、領主別所付書付提出を指示。
		25日	
	5月	22日	正保度の国絵図・郷帳を貸与。国絵図・国境端絵図の記載内容を指示。
	6月		領主別所付書付提出を徴収。
元禄11年	2月	1日	各国に国内吟味一時停止を指示。
		29日	各国に国内に対する触れ(変地照会)の案文を指示。
元禄15年	2月	27日	道程書付の提出を指示。
	8月	5日	領分附郷帳の提出を指示。

川村博忠(1984)『江戸幕府撰国絵図の研究』、古今書院、および杉本史子(1999)『領域支配の展開と近世』、山川出版社、よる。

表3 元禄国絵図に関する対馬藩への申達

年月日	元禄10年閏2月4日	元禄10年閏2月22日	元禄10年3月22日	元禄10年4月25日	元禄10年5月14日	元禄10年5月19日	元禄10年6月4日
呼び出し	2月29日大目付仙石伯耆守廻状	閏2月4日大目付仙石伯耆守口頭	3月20日大目付安藤筑後守廻状	4月24日大目付安藤筑後守手紙	5月13日寺社奉行井上大和守家来手紙	5月14日書付	6月3日寺社奉行井上大和守家来手紙
場所	評定所	評定所	評定所	評定所	寺社奉行井上大和守宅	勘定所・評定所	寺社奉行井上大和守宅
申達者	大目付仙石伯耆守	奉行目付衆	大目付安藤筑後守勘定頭松平美濃守	大目付安藤筑後守	井上大和守家来音羽庄兵衛		寺社奉行井上大和守家来
対馬藩担当者	留守居白水奎兵衛	留守居白水奎兵衛	留守居白水奎兵衛	留守居白水奎兵衛	鈴木浅右衛門	留守居白水奎兵衛	留守居白水奎兵衛
列座	寺社奉行永井伊賀守 寺社奉行松平志摩守 寺社奉行井上大和守 大目付仙石伯耆守 町奉行川口攝津守 町奉行能勢出雲守 勘定頭井戸対馬守 勘定頭坂原近江守		大目付安藤筑後守 寺社奉行井上大和守 勘定頭松平美濃守	大目付安藤筑後守 寺社奉行井上大和守 勘定頭松平美濃守		勘定役宇野次左衛門 勘定役細田伊左衛門 勘定役町野新兵衛 勘定役辻久太郎	
申達内容	新国絵図・郷村帳・変地帳の提出および2月22日評定所への出頭	国絵図拝借願い提出	作業延引の要請	書付「覚」二通、「知行所覚」の三通交付	絵図拝借のため勘定所への出頭を指示する書付	勘定所において正保度の国絵図・郷帳を拝借。覚(国絵図改訂要綱)・国絵図仕立様之覚・国境絵図仕立様之覚の書付三通の交付	縮尺と一里山記載に関する「覚」一通交付

（1697）年閏2月4日に絵図元候補の各藩に内示し、4月24・25日の両日に正式に絵図元を指名したことになる。しかし、「国絵図之儀ニ付仰出書付写」4月25日条には絵図元の正式指名に関する記録はない。元禄10（1697）年2月29日に到来した廻状で呼び出されたのは、宗対馬守義方のほか、松平信濃守（佐賀藩主鍋島綱茂）、有馬中務大輔（久留米藩主有馬頼元）、森美作守（津山藩主森長成）、伊達遠江守（宇和島藩主伊達宗賢）らであり、いずれも絵図元になった諸大名⁽⁷⁾の江戸留守居たちである。そして、閏2月4日評定所にて寺社奉行・大目付らの列座の中、仙石伯耆守から以下のように指示された。

対馬一国之絵図、郷村帳相添、被差出候得。先年国絵図被差出候以後、新田又ハ畠ハ田ニ成、山ハ川ニ成候所も有之候者、委細書付被差出候へ。已前被差出候国絵図為見合借用被申度候者、借シ可申候。右之儀ニ付、急ニ被窺度儀も有之哉。国絵図借用被申度候ハ、来ル廿二日今朝罷出候刻限ニ罷出、相伺可被申候。役人被申付候者、役人斗為伺可被差出候。留守居同道ニ不及候。廿二日以後、窺被申儀有之候者、其節何日与又差図可仕候。廿二日前ハ窺候儀無用候。（以下、省略）

仙石伯耆守の指示は、国絵図・郷帳の拝借願提出の指示を含めて、極めて具体的である。招集された大名たちの構成や仙石伯耆守の発言内容からみて、閏2月4日は絵図元の内示というより、絵図元に対して国絵図改訂の準備を指示したもののように思われる。この日の指示に従って、対馬藩が幕府所蔵の正保国絵図・郷村帳を借り出したのは5月19日のことである⁽⁸⁾。

また、表3によれば対馬藩が幕府から書付を受け取ったのは4月25日、5月14日、5月19日、6月4日の4回であるが、5月14日の書付は国絵図仕様に関わるものではないため、実質的には3回である。しかし、表2によると、幕府の申達はこの他にも元禄11（1698）年2月に2回、そして元禄15（1703）年2月、同年8月の計4回があった。元禄15（1703）年まで記録した史料はなく、記録期間が重なるのは「御国絵図記録」であるが、それにも元禄11（1698）年2月の国内吟味一時停止の指示と国内に対する変地照会の案文は記載されていない。変地照会の案文については不明であるが、元禄11（1698）年2月の絵図作成作業の一時中止の指示に関して、対馬藩が作業中止を絵図役人に指示した形跡はなく、測量担当の絵図役人は府中を出発して3月末から4月初めまで測量を続けていた（表4）。

「御絵図記録」によると元禄12（1699）年7月2日に井上大和守絵図用人長浜治左衛門から対馬藩留守居に対して呼び出しがあり、「御国絵図之儀被仰出候已後、其許様方者尔今如何様共御伺も無御座候。定而段々御絵図出来可仕与奉存候。弥其通御座候哉、御様子被承置候様ニ大和守被申付候。」という問い合わせがあった。これによると、国絵図製作作業を開始した元禄10（1697）年7月から2年の間、対馬藩は幕府に一切伺いを立てていなかった。元禄11（1698）年2月の作業一時中止の指示もこの間のことである。対馬藩が幕府の指示に応じなかったことは、献上国絵図の作成を目的に掲げながらも、対馬藩が幕府の指示に左右されることなく、独自に絵図作成作業を進めていたことを示唆している。

表4 対馬藩内における対馬国絵図作製作業過程

年	月	日	事項
元禄10年	6月		領主別所付書付を井上大和守に提出。
		20日	杉村采女・瀧六郎右衛門ほか、絵図役人18人指名。
	7月	25日	絵図役人3名、追加指名。 絵図役人、城内書院において絵図仕立様を協議。
		27日	絵図役人1名、追加指名。 絵図役人、城内書院において絵図役人に米・銀の支給および外廻り海辺からの作業開始を協議。
		28日	屋良崎～府内久田浦、虎崎～府内久田浦の海辺を測量。
		29日	屋良崎～府内久田浦、虎崎～府内久田浦の海辺を測量。
		1日	屋良崎～府内久田浦および虎崎～府内久田浦の下絵図完成。
	8月	2日	絵図役人1名、追加指名。絵図役人、登城。
		3日	江戸在住絵図役人、対馬へ出発。絵図役人、登城。
		4日	絵図役人、登城。
		5日	測量担当者に書付を下達。
		6日	萬松院道で距離測定を試行。
		7日	府内札之辻～南室、府内札之辻～久田間の距離測定を指示。
		8日	外廻り海辺測量のため、8月10日出発を指示。
		13日	外廻り海辺測量のため、絵図役人ら出船。
	11月	14日	測量担当役人、上縣・下縣両郡境の藻鼻崎に到着。以後、海辺を測量。
		19日	上県測量担当役人、上府。
		21日	上県測量担当役人、下絵図仕立開始。
		22日	下縣測量担当役人、上府。
		24日	下県測量担当役人、下絵図仕立開始。
12月		2日	絵図清書準備を指示。
		25日	外廻り海辺の大分割下絵図完成。
元禄11年	1月	25日	測量担当役人に、道筋測量を指示。
	2月	2日	上県測量担当役人、道筋測量のため出発。
		10日	下縣測量担当役人、道筋測量のため出発。
	3月	22日	上県測量担当役人、上府。
	4月	2日	下縣測量担当役人、上府。
	5月	19日	小分割下絵図、完成。
		5日	大分割絵図、完成。
	6月	6日	変地について、絵図・郷村帳の改訂を指示。
	7月	10日	絵図への書付担当役人を指名。
	9月	15日	絵図すべてが完成。

(2) 対馬国の測量過程と下絵図作成

「御国絵図記録」・「御系図 御国絵図 御知行 格式」によれば、対馬国内における作業は元禄10 (1697) 年7月20日の絵図役人の指名から始まり、元禄11 (1698) 年9月15日に終わっている (表4)。測量は上縣郡を担当する小田平左衛門組と下縣郡を担当する箕原多七組の2組が当たり、元禄10 (1697) 年7月28・29日の海辺の試測、8月6・7日の道筋の試測の後、海辺の測量を平左衛門組は元禄10 (1697) 年8月14日～11月19日の間に、多七組は元禄10 (1697) 年8月14日～11月22日の間に行った。測量を担当した二組は8月14日に府中を出船して同日中に田村へ到着し、翌14日に上縣郡・下縣郡境の鼻藻崎から分かれていった。「御国絵図記録」に記録された測量ルートを簡略化して示すと、図1・図2のようになる。

次いで山川・道筋の測量を、平左衛門組が元禄11 (1698) 年2月2日～3月22日に、また多七組は元禄11 (1698) 年2月10日～4月2日に行ったが、測量ルートは「御国絵図記録」には記載されていない。測量日記などの他の史料が確認されていないため、測量ルートや作業の進捗状況など詳細は不明であるが、各組とも海辺の測量でおよそ3ヶ月強、山川・道筋の測量で

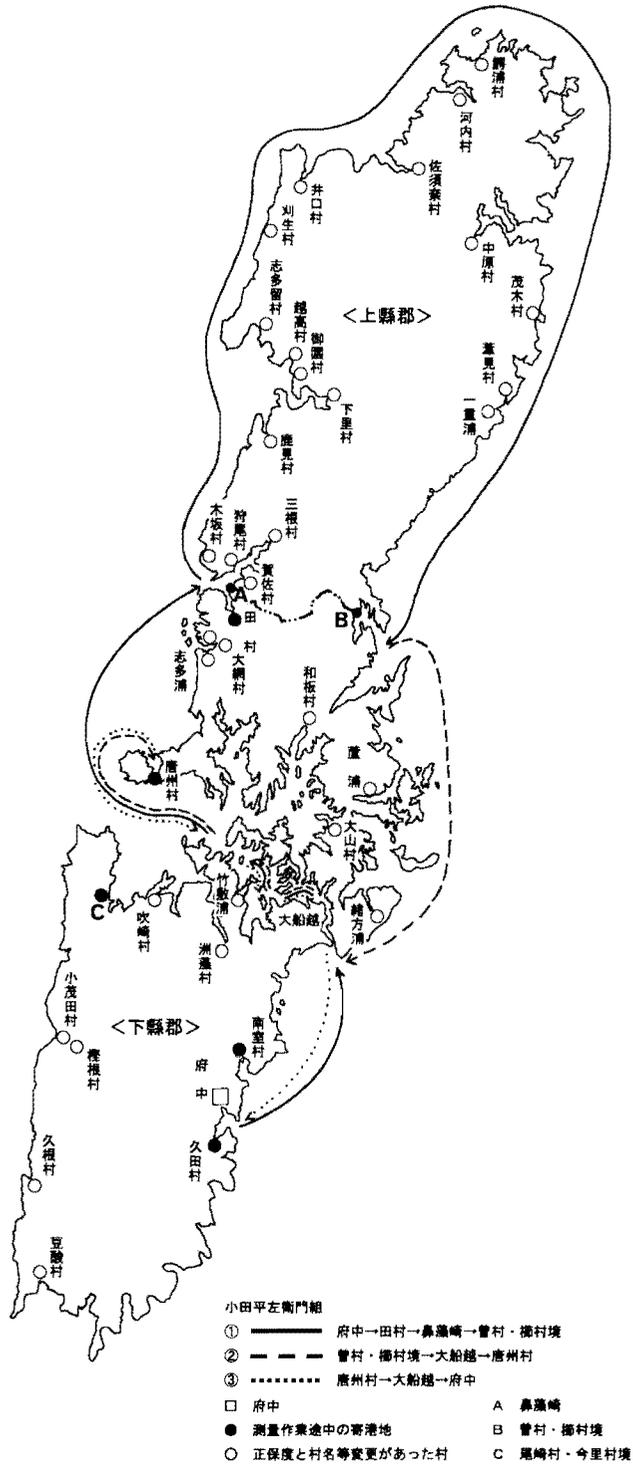


図1 小田平左衛門組の外廻り海辺測量ルート

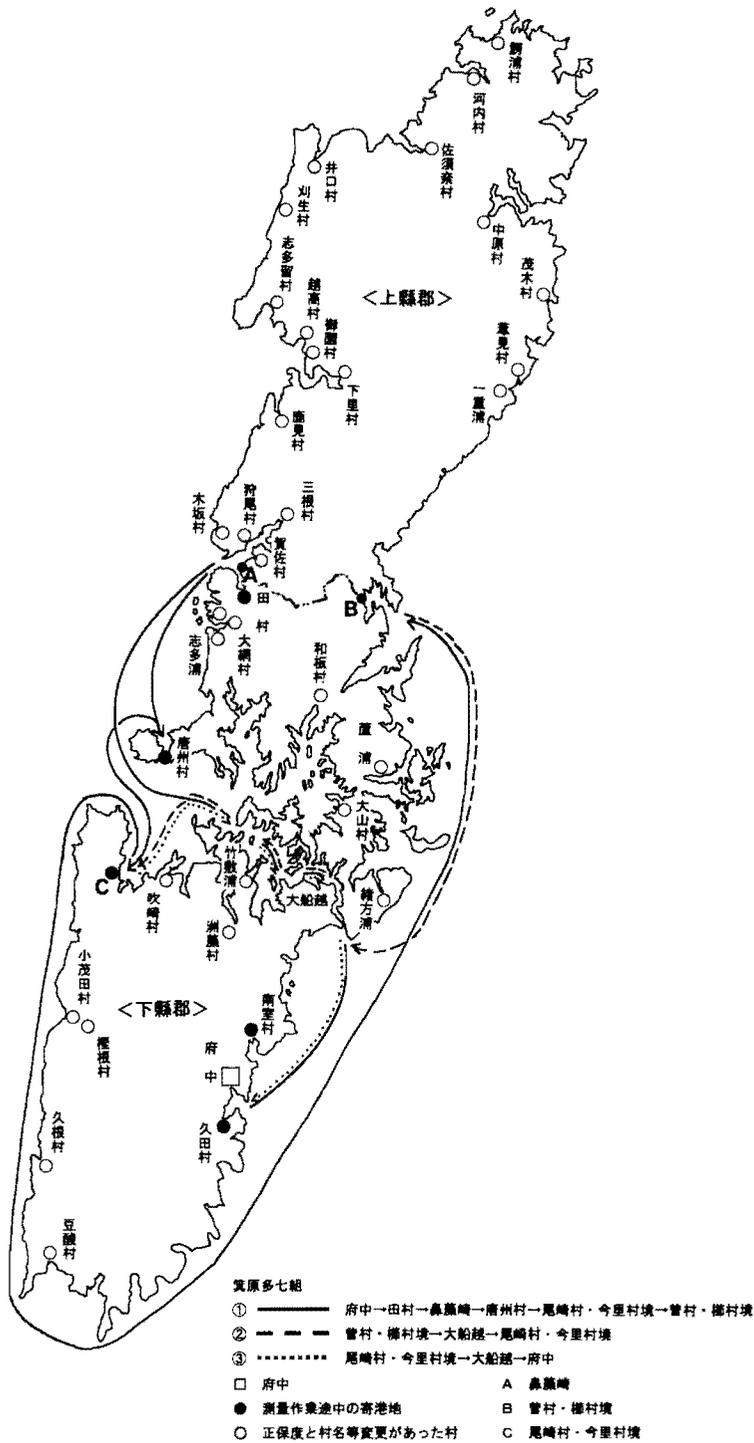


図2 箕原多七組の外廻り海辺測量ルート

およそ2ヶ月弱の時間を要し、2組で延べ10ヶ月もの時間をかけて対馬国全体の測量を完了したのである。文化10（1813）年に対馬を測量した伊能忠敬の場合、測量日数は53日間であった⁴⁹。このことから、対馬藩がつぎ込んだ労力の大きさがうかがえよう。

長期間の測量が必要であったのは、対馬藩が作成しようとした下絵図に大きな要因がある。「御国絵図記録」元禄10（1697）年8月14日条の「御国中外廻り見分次第」に「一 下絵図者、壱町を一寸、一里ヲ三尺六寸之積ニして仕立、浦浜出崎瀬数迄相改、委細ニ書載仕候事」、また、「御国絵図記録」元禄10（1697）年11月21日条には「一 六寸壱里之分割絵図ハ、三尺六寸一里之下絵図を以分割ヲ減シ、仕立候事」と記されている。これによると、対馬藩では三尺六寸一里の大型下絵図をまず完成させ、それをベースに六寸一里の小型絵図を作成しようとしたのである。これを現在の縮尺に直せば、六寸一里は21600分の1、三尺六寸一里はおよそ3600分の1である。この三尺六寸一里という縮尺は現在の国土基本図に匹敵するものであり、ここに一年近い測量日数を要した要因の一つがあったといえるであろう。

長期の測量に基づき対馬藩が元禄11（1698）年9月に完成させた絵図は、縮尺六寸一里の新絵図2枚（元禄国絵図）・古絵図扣（正保国絵図）2枚、そして縮尺三尺六寸一里の大絵図1枚・縮尺六寸一里の小絵図1枚である。前者は幕府献上用であり、縮尺三尺六寸一里の下絵図をベースに縮尺を変え、記載地名を簡略化した一種の編集図であった。また、後者は藩用絵図であり、「右式枚者 公儀江被差上候絵図ハ委細ニ所々之名致書付仕立候様ニ被仰ル」という添え書きから、藩用大絵図はもとより、小絵図さえも献上国絵図より詳細なものであることが求められていたことがわかる。その藩用大絵図（領分絵図）は「三尺六寸一里之下絵図」を清書したものであり、先の「下絵図」とは事実上藩用大絵図（領分絵図）の下絵図という意味であったと考えてよからう。

III 元禄対馬国郷村帳の記載内容

（1）対馬国郷村帳の記載形式

元禄13（1700）年2月24日に対馬藩が幕府へ提出した対馬国絵図・郷村帳・変地帳で注目されるのは石高無記載という点である。「対馬国郷村帳」（No.12）の内容の一部を示すと以下のようになっている。

対馬国		
上縣郡		
		河内村枝村
西津屋村	河内村	左河内村
	(中 略)	
木坂村	青海村	津柳村
上縣郡村数五拾七ヶ村		

曾村 大千尋藻村 小千尋藻村
(中 略)

北瀬村 豆酸村 南瀬村

西内院村

下縣郡村数六拾七ヶ村

村数合百貳拾四ヶ村

村高之儀者年 増減有之、従前之高不相極候、以上。

元禄十三庚申年正月

宗対馬守

この記載形式は、元禄12(1699)年10月19日に幕府絵図担当・勘定役町野新兵衛から国絵図晶紙の書付形式とともに指示された郷村帳の記載形式そのものであり、村高無記載の国絵図・郷村帳の提出を幕府はこの段階で認めていたのである。

(2) 郷村帳の村高無記載

「国絵図記録」によれば、村高記載に関して幕府と対馬藩の折衝が始めて行われたのは幕府勘定役町野新兵衛の内見を受けた元禄12(1699)年9月21日で、対馬藩絵図役人が絵図仕立ての次第を説明する中で、以下のように取り上げられた。

御絵図晶紙并郷帳ニ物成高御書載被成候、御朱印ニ者如何有之哉之由御尋被成候付、御代々御朱印ニ対馬国一円与被下置、石高者無御座候。肥前国之内ニ領分有之候。此所斗石高之書付御座候由申上候得者、御朱印ニ石高無之候ハ、晶紙郷帳之物成高除之、郷帳ニ者村数斗書付被差出可然候。物成之儀年々増減有之、不相極事ニ候。此段大和守様江罷出、長浜治左衛門内江申談置候様ニ追而御相談可被仰聞などの御事。

ここで注目されるのは、内見を受けた国絵図・郷村帳に物成高が記載されていたこと、国絵図の晶紙および郷村帳から物成高を除き、郷村帳には村数だけを記載し提出するように町野新兵衛が提案したことである。町野新兵衛が石高無記載の郷村帳提出を提案したのは郷村帳に朱印高を記載するという元禄郷帳の作成方針⁽¹⁰⁾に従った判断であったと思われる。次いで、井上大和守の下見が行われた閏9月4日に、対馬藩絵図役人は井上大和守絵図用人長浜治左衛門に対して石高無記載の郷村帳提出が町野新兵衛の指図である旨を説明し、相談したところ、長浜は近日中に町野新兵衛と相談すると答え、その相談内容が閏9月16日の記事に書かれている。

一同(閏九月……筆者)十六日長浜治左衛門方より、御用有之候間、今日四ツ時罷出候様ニ佐治宇右衛門方江手紙来候付被差出候處ニ、治左衛門被申聞候者、御絵図晶紙并郷村帳御物成之書付除之候段、新兵衛様御出被成候付御内談申上候處、石高無之御国其元様斗ニ而候。松前領ニ茂石高無之候得共、是者一国一円ニ而無之ニ付例格ニ茂難成候哉、兎角本郷御絵図所ニ而御吟味被成、御勘定衆より大和守様江御伺被成候段可然候由御相談仕置候。其通ニ而可然候由ニ被申聞候付、御自分ニ如何思召候哉之由相尋候得者、御朱印ニ石高無之

事ニ候而村形之内石付をも御除被成村名斗御書載、御絵図畠紙并郷帳之物成高茂被相除候段御尤奉存候、乍然、自分ニ者難斗候、御勘定衆方御伺被成候段可然之由被申聞、罷帰。これによると、石高無記載の郷村帳提出には一つの障害があったようである。町野新兵衛が石高無記載の郷村帳は対馬国だけで、先例がないと言っているのがそれである。杉本史子によれば、元禄国絵図の村高無記載は伊勢国伊勢神宮領・松前藩領にもみられる⁽¹⁾。しかし、幕府の国絵図担当者は唯一対馬国だけであると認識していたのである。

また、石高無記載の郷村帳提出という案について、町野新兵衛は長浜治左衛門の考えを聞き、長浜は個人的に是としながらも、勘定衆を通じて伺いをたてるように答えている。石高無記載の郷村帳を認めるか否かは、勘定衆だけで決定できる問題ではなかろう。勘定役町野新兵衛が長浜治左衛門に個人的見解を尋ねたのは、暗に井上大和守の意思を確認するためであったと思われる。最終的には寺社奉行・井上大和守の判断に委ねられ、元禄12（1699）年10月19日に正式に石高無記載の郷村帳提出が指示されたのである。

IV 対馬藩内における郷村帳の作成方針

(1) 「御系図 御国絵図 御知行 格式」記載の郷村帳関係記事

国絵図作成の最終段階において石高無記載の対馬国郷村帳が出来上がった経緯は前章のようなものであった。しかし、郷村帳の石高無記載について「御系図 御国絵図 御知行 格式」の7月19日付および7月25日付の江戸出状扣にはそれとは違った経緯が記されている。

「御系図 御国絵図 御知行 格式」の国絵図関係記事は「元禄拾丁丑七月廿日」から始まり、2通の江戸出状扣の前に絵図役人に対する出金を記した11月19日条、この江戸出状扣の後に「元禄十一戊寅」と明記された8月以降の記事が続いている。これからわかるように、当該史料は時間の順序に従って書かれたものではない。しかし、7月19日付の江戸出状扣第5条に、「国外之領地ハ郷村斗書出、当六月中井上大和守様へ差出、大和守様方一国之絵図御仕立被成候御方へ御渡被成、一紙絵図ニ御仕立被成候由」という記載がある。「当六月」に井上大和守に提出した「書出」とは、元禄10（1697）年4月に絵図元を通して諸大名に通達され、6月末日を期限に井上大和守宛に提出を求めた「国郡村銘之書付」、すなわち領主別の所付書以外に考えられない。したがって、この2通の江戸出状扣は元禄10（1697）年7月のものである。そこで、7月19日の江戸出状扣のうち発端となった部分を以下に示しておく。

七月十九日

貞享元年 御朱印御頂戴之節、対州之儀古来方竿入不申候故、郷村高辻無之由被仰上置。其已前正保三年 公儀へ被差上候国絵図并郷村帳ニ者高辻書相見候付、此度者如何被成可作哉之旨御書面委承届候。為心得、貞享元年高辻無之段仰上候節之帳面写被差越相達候。何も申談候而追而答申候へく候。

これによると対馬国郷村帳を作成するに当たって、貞享元（1684）年の朱印状を受ける際に

対馬では古来より検地が行われず村高がない旨を上申ししていたが、正保国絵図の献上には村高を記載した郷村帳を提出しており、正保郷帳と同様に村高を記載した郷村帳を提出すると貞享元(1684)年の朱印状と矛盾することになるので、元禄度の郷村帳はいかにすべきかとの問い合わせが対馬藩国許からあったのである。7月25日付の江戸出状扣にはその国許からの問い合わせに対する検討結果が記載されている。

(前略) 右御渡被成候絵図帳面写被差越相達候。右帳面之儀、出参て致吟味候処、郷村高辻帳ニ而者無之候。御国之儀者古来より竿入不申候故、郷村高辻者無之筈ニ候。右帳之儀者、上ニ御所替被成候御物成之高斗之帳ニ而御座候。御所替之分者上使申し候節も大概何程致所替候与之事者被仰達付、貞享元年 御朱印御頂戴之節も致所替之分者凡何程与之儀被仰上たる事ニ候得者、此儀者何時も被仰上儀ニ而御座候間、此度も右御所替高之分者書付可被差出候。郷村高辻と申ハ其国村之高百姓作徳之分迄不残高を揚たる者ニ而候故、右借下候帳之儀者是二者大ニ違申候。右帳之儀者百姓作徳之分者除之候ハ上ニ御所替之分斗記たる事ニ候間、可被得其意候。御国ニ者郷村高辻之義弥無之候間、此段能々可被申達候。

これによると、江戸では「御渡被成候絵図帳面写」、すなわち幕府から借りた帳面は郷村帳ではないと結論づけている。なぜなら、①対馬は古来より検地がなく、石高はないはずであり、②石高を記載した帳面はかつて所替になった領域のもので、しかも③その帳面に記載されているのは物成のみで、物成と百姓作徳を合わせて書き出す郷村帳には当たらないためである、というのである。これに従えば、石高記載のある正保対馬国郷村帳があるはずはなく、したがって貞享朱印状と矛盾することもないため、元禄郷村帳には石高を記載しない、ということになる。

公式的には、対馬国郷村帳の石高無記載は元禄12(1699)年9月21日の内見の席で幕府勘定役町野新兵衛の提案を受け、実現したものであった。しかし、7月25日付江戸出状扣によると、対馬藩内では2年2ヶ月ほど前にそれと同じ方針が決定されていたのである。

(2) 郷村帳の記載形式と内容

対馬藩が郷村帳を石高無記載にする根拠とした3点のうち、①は問題がない。対馬では元禄期以前に慶長6(1601)年、寛永13(1636)年、万治3(1660)年に検地があった⁽¹²⁾。しかし、それらは私(内)検地であり、村高を朱印状記載の表高で記載するように求めていた幕府の立場からは検地とみなされないためである⁽¹³⁾。しかし、その後半で郷村の石高がないと断言せず、「ないはず」という主張になっている点は、注意すべきであろう。

また、②の「上ニ御所替之分」とは肥前国基肄一郡および養父郡の領域を指している⁽¹⁴⁾。ここで問題になるは、対馬藩が元禄10(1697)年5月19日に幕府勘定所から正保対馬国絵図とともに借り出した郷村帳の中に肥前国内の郷村帳が含まれていたかどうか、という点である。素直に考えれば、それは肥前国絵図元の佐賀藩の手元にあるはずであろう。さらに、③ではそ

の帳面の記載内容は郷村高辻ではなく、物成であるといっているが、この点は甚だ疑わしい。

正保郷村帳に関わって「肥前国之内基肄一郡養父郡半郡 宗対馬守領分」が3冊残されているが、正保2年郷村帳（表1、No.2）は正保3（1646）年のそれ（表1、No.4・5）と記載形式が異なっている。また、正保3（1646）年5月の郷村帳（No.5）は添え書きから絵図元へ送られた帳面の控であると考えられる。以下は、正保3（1646）年「肥前国之内基肄一郡養父郡半郡 宗対馬守領分」（No.5）の冒頭と末尾部分である。

一	高七千五百五拾六石六斗貳升	基肄一郡
	内	
	九百四拾五石六斗四升	宮浦村
		者へ山有
	内七百六拾五石九斗三升	宮浦東村 芝 山有
		竹 山有
	内 田高六百七拾壺石五斗壺升五合	
	畑高九拾四石四斗壺升五合	
	内百七拾九石七斗壺升	金丸村 旱損所
	内 田高百六拾石三斗四升九合	
	畑高九拾九石三斗六升三合	
	(中略)	
	都合高壺万千八百三十七石	
	田高壺万〇百七拾九石五斗〇四合	
	此畝数千〇四拾壺町貳反五畝〇三步	
	内	
	畠高千六百五拾七石四斗九升六合	
	此畝数三百拾六町三反九畝〇壺歩	
	右之外ニ小物成	
	高二ノ貳百六拾七石五斗 但四匁成	
一	米百〇七石ハ	秋山運上
一	麦百八拾四石ハ	麦山運上
一	麻苧六拾四貫七百目ハ	家別之運上
一	銀子四百貳拾六匁ハ	樹木之運上
	正保三丙戌年	
	五月吉日	宗対馬守内
		嶋雄 権之助

この史料は肥前国のうち対馬藩領のみを記したものであるため領主名の記載がなく、田畑別

の耕作地面積が記載されるなど幕府へ献上された郷村帳と異なる部分もある。しかし、村高・村名・田畑高内訳・芝山等の注書きは記載されており、典型的な正保度の郷村帳の形式に従っている。また、田代領元禄郷村帳の控と思われるものが「宗対馬守領肥前国之内基肄一郡養父半郡郷村高帳」(表1、No17・18)で、冒頭と末尾部分は以下のようにになっている。

基肄郡之内式拾壹箇村

一 高七百六拾五石九斗参升	宮浦村
	枝村高親村ニ有 秋光村
	枝村高親村ニ有 木山口村
(中略)	
一 高百七拾九石七斗壹升	金丸村
(中略)	
都合高壹万八千八百参拾七石	郡合貳郡
	親村數合参拾壹村
	枝村數合四ヶ村
	枝町數合七町

外ニ小物成

一 米貳百拾八石七斗六升貳合	秋山運上
一 麦貳百参石五斗六升七合	麦山運上
一 麻苧六拾四貫七百日	家別運上
一 銀子拾五貫参百四拾貳匁	諸運上銀

右者正保二年以後之諸運上銀此銀高年々
増減御座候

以上

正保郷村帳の基肄郡宮浦村は宮浦東村と金丸村とからなり、村高は945石6斗4升である。それが元禄郷村帳になると、宮浦村と金丸村がそれぞれ一村として独立している。宮浦村の石高は枝村の秋光村・木山口村を合わせた765石9斗3升で、正保郷村帳の宮浦東村の石高と一致している。金丸村の石高も正保度と元禄度でまったく変わっていない。この他、基肄郡・養父郡の村々では正保期以降に赤川村(正保郷村帳)が元禄期に酒井村に含められ、一部に村名の変化もみられるが、村高は変化していない。

このように、正保田代領郷村帳は正保郷村帳そのものであり、元禄度の帳面はその記載内容を基本的に継承している。対馬藩では元禄10(1697)年7月に田代領の帳面を作り幕府に提出することを決めているが、それは郷村帳の提出を意味しているはずである。宗家文庫に残る元禄度の帳面はその控あるいは写であり、それと正保度の帳面の高が一致する以上、対馬藩が幕府から借りた正保度の帳面は、物成を記載したもので、郷村帳ではないという主張は認められ

ない。さらに、正保郷村帳と貞享朱印状との矛盾という問題の発端を考えると、石高記載のある正保対馬国郷村帳も存在していたと考えられよう⁽¹⁵⁾。結局、村高を記載した正保対馬国郷村帳がありながら、対馬藩は国絵図改訂を機に、正保郷村帳を物成帳と呼び、村高無記載の元禄郷村帳提出を絵図作成作業の最初の段階で企図し、実現したのである。

おわりに

対馬藩による元禄国絵図の作成は元禄10（1697）年2月～同年7月、元禄10（1697）年7月～元禄11（1698）年9月15日、そして元禄12（1699）年7月2日～元禄13（1700）年2月10日の3期に分けられる。仮にこれをⅠ期～Ⅲ期とすると、Ⅰ期は絵図元指名に始まる幕府申達の授受期間であり、江戸が舞台であった。Ⅱ期は、杉村采女を筆頭とする絵図役人たちが対馬国を測量し、下絵図を完成させた時期で、Ⅲ期は再び江戸に舞台を移し、幕府役人との交渉を通じて献上国絵図と帳面類の仕上げにかかった時期である。

本稿の目的に照らして注目されるのは、Ⅱ期において石高無記載の郷村帳提出を元禄10（1697）年7月に藩内で合意してその方針を堅持しつつ、絵図作成の作業を進めるにあたっては幕府に何一つ伺いを立てることなく、さらに元禄11（1698）年2月の国絵図作成作業の一時中止の指示に従うこともなく測量作業を進め、詳細な領分絵図を完成させた点である。これは、対馬藩が国絵図改訂の機をとらえて、自らの政治的目的を実現したということであろう。

これまで国絵図研究は幕府を主体に考察し、国絵図の政治的性格も幕府と諸大名の政治的關係として考えられてきたが、国絵図の作成はその作業を担う諸藩にとっても自らの領域支配に直接的に関わって政治的意味が大きかったと思われる。こうした面からも国絵図やその作成作業がどのような意味をもっていたのかを検討すべきであり、そのためにも一藩内における具体的な作業内容・作成過程が明らかにすることが今後も必要であると思われる。

〔注〕

- (1) 国絵図に関する基本的研究およびは元禄国絵図に関連する論考は、以下の通りである。土田直鎮（1980、1981）『現存古地図の歴史地理学的研究』（昭和55年度文部省科学研究費補助金（一番研究A）研究成果報告書）、川村博忠（1984）『江戸幕府撰国絵図の研究』、古今書院。川村博忠（1990）『国絵図』、吉川弘文館。川村博忠（2000）元禄国絵図における国境筋の表現要領について、歴史地理学199（42巻3号）、P22～36。斉藤明子（1989）元禄上野国絵図の記載内容について、双文6（群馬県立文書館）、P1～54。河村克典（1999）毛利家文庫「元禄周防・長門両国絵図」の性格、山口地方史研究。河村克典（1999）周防長門両国「国絵図」関係史料、山口県文書館研究紀要第26号、P73～88。横田冬彦（1985）元禄郷帳と国絵図－丹波国を中心として－、文化学年報（神戸大学）第4号、P169～201。
- (2) 前掲(1)斉藤、P3。
- (3) 国絵図の政治性という点を強く意識した研究に、杉本史子（1999）『領域支配の展開と近世』、山川出版社、がある。
- (4) 阿部俊夫（2001）仙台藩の元禄国絵図と絵図・文書群－解題 元禄十五年二月『御国絵図入日

- 記』、福島県歴史資料館研究紀要23、P 1～42。神崎彰利 (1985) 伊勢国元禄国絵図作成について - 伊勢国亀山藩文書による -、明治大学刑事博物館年報16、P 1～37。また、前掲1) 齊藤もこれに含めることができる。
- (5) 一般的には「郷帳」と呼ばれることが多いが、対馬藩では「郷村帳」と記載しているため、以下では「郷村帳」と記載する。
 - (6) 前掲1) 川村 (1984)、P 223～232。
 - (7) 前掲1) 川村 (1984)、P 186～194。
 - (8) 川村博忠によれば、5月末から6月初めにかけて貸し出しがあった (前掲1) 川村 (1984)、P 200)。また、杉本史子は各国で貸出日が一定していないとするが、5月22日を挙げている (前掲3) 杉本、P 171)。
 - (9) 伊能忠敬研究会編 (1998) 『忠敬と伊能図』、現代書館、P 103。
 - (10) 前掲(1) 横田 (1985)、P 194。
 - (11) 前掲(3)、P 243。
 - (12) 厳原町誌編集委員会 (1997) 『厳原町誌』、厳原町、P 608、P 630～632、P 693～695。
 - (13) 前掲(1) 横田 (1985)、P 194。
 - (14) 前掲(12)、P 606。
 - (15) 文書からは正保対馬国郷村帳には村高記載があったと考えられるが、正保郷帳に基づく対馬国の石高は知られていない。大野瑞男が整理した国絵図・郷帳の国郡石高をみても、対馬国は慶長度から石高の記載がない (大野瑞男 (1987) 国絵図・郷帳の国郡石高、白山史学 第23号、P 21～23.)。この点は、検討を要する点であろう。

(わたなべ ひでかず 史学科)

2003年10月15日受理

